

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和3年2月18日

鹿児島県知事 塩田康一



5 かご漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
ふぐかご漁業	操業区域（別表5の操業区域をいう。以下同じ）の1	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	22隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
いかかご漁業	操業区域の2	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の3	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の4	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の5	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
雑魚かご漁業	操業区域の6	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の7	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の8	12月1日から4月30日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の9	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	8隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の10	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
雑魚かご漁業	操業区域の11	11月1日から8月31日まで	10トン以下	定めなし	4隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の12	4月1日から10月31日まで	10トン以下	定めなし	4隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
雑魚かご漁業	操業区域の13	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の14	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
雑魚かご漁業	操業区域の15	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	2隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
ばいかご漁業	操業区域の16	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者
ばいかご漁業	操業区域の17	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	1隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者
ばいかご漁業	操業区域の18	1月1日から12月31日まで	10トン以下	定めなし	3隻	本県に住所又は事業場を有する漁業者であり、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者が操業を認める者

申請すべき期間

令和3年2月18日（木）から同年3月17日（水）まで

(別表5) 操業区域

番号	操業区域
1	世界測地系における北緯29度00分14秒（日本測地系北緯29度）以北の鹿児島県内一円の海域。 ただし、黒之瀬戸大橋以北の不知火海の区域、肝属郡南大隅町立目崎と指宿市長崎鼻を結ぶ線以北の鹿児島湾の区域、肝属郡肝付町火崎燈台と宮崎県串間市都井岬燈台を結ぶ線及び陸岸に囲まれた志布志湾の区域は、当該区域内に住所を有する者に限る。
2	東町漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域
3	鹿共第4号（旧黒之浜漁業協同組合）共同漁業権内及びその地先沖合の区域
4	鹿共第5号、6号、7号、8号（北さつま漁業協同組合）共同漁業権内及びその地先沖合の区域
5	川内市地先沖合海域（ただし川内市漁業協同組合共同漁業権海域内を除く。）
6	串木野市漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域
7	鹿共第28号（旧久志漁業協同組合）共同漁業権区域内
8	開聞崎と点アを結んだ線以東のかいゑい漁業協同組合共同漁業権（鹿共第32号）区域内 点ア 北緯31度09分19秒、東経130度31分50秒の点 ※世界測地系
9	山川町漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域
10	次の点を結んだ直線アイ、イウ、ウエ及びエアによって囲まれた区域。 点ア 指宿市知林ヶ島南端と南大隅町北峯頂上を結ぶ線上で、知林ヶ島南端から1,400メートルの点 点イ 指宿市知林ヶ島南端と南大隅町北峯頂上を結ぶ線上で、知林ヶ島南端から2,600メートルの点 点ウ 旧指宿市と旧山川町との境界の基点標石から119度30分、4,200メートルの点 点エ 旧指宿市と旧山川町との境界の基点標石から119度30分、3,000メートルの点
11	指宿漁業協同組合共同漁業権（鹿共第36号）区域内及び点ア、点イ、点ウ、点エを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯31度16分52秒 東経130度41分39秒 点イ 北緯31度19分04秒 東経130度35分41秒 点ウ 北緯31度19分23秒 東経130度35分56秒 点エ 北緯31度17分04秒 東経130度42分02秒 ※世界測地系
12	次の点を結んだ直線アウ、ウイ、イエ、及びエアによって囲まれた区域 点ア 平成16年10月31日における鹿児島市と喜入町との境界の基点標石から90度、5,000メートルの点 点ウ 北緯31度26分04秒、東経130度35分24秒の点（北緯31度26.07分、東経130度35.40分） 点イ 北緯31度29分55秒 東経130度35分47秒の点（北緯31度29.92分、東経130度35.79分） 点エ 点イから正西の線と、谷山漁業協同組合の共同漁業権区域が交わる点 ※世界測地系、（ ）は日本測地系
13	鹿児島市漁業協同組合共同漁業権内及びその沖合の区域
14	三島村漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域
15	内之浦漁業協同組合共同漁業権の地先沖合のうち、点アと点イを結ぶ線、点イから点ウまでの間の鹿共第58号共同漁業権区域から沖合1,600mの線、点ウと点エを結ぶ線、点エから点オまでの間の鹿共第57号共同漁業権区域から沖合4,600mの線、点オと点カを結ぶ線によって囲まれた区域 ただし、鹿共第57号共同漁業権区域沖合のうち、鹿共第56号共同漁業権と接する線の延長から1,000メートルの範囲を除く 点ア 北緯31度21分30秒、東経131度06分29秒 点イ 北緯31度21分09秒、東経131度07分39秒 点ウ 北緯31度12分36秒、東経131度02分34秒 点エ 北緯31度11分00秒、東経131度02分47秒 点オ 北緯31度04分36秒、東経130度55分55秒 点カ 北緯31度06分37秒、東経130度54分14秒 ※世界測地系
16	川内市地先沖合海域（ただし川内市漁業協同組合共同漁業権海域内を除く。）
17	鹿共第17号（旧串木野市島平漁業協同組合）共同漁業権内及びその地先沖合の区域
18	江口漁業協同組合共同漁業権内及びその地先沖合の区域